平成２９年（フ）第２４号
山口県山陽小野田市叶松１丁目７番20号
債務者　浜本　末晴
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２６号
沖縄県浦添市城間３丁目26番10－201号
シーズンハイム
債務者　内田　文子（旧姓梶川・中原）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３１１号
金沢市片町１丁目８番24号　末広ハイツ401号
債務者　岡田　繁子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６号
静岡県富士宮市大中里1293番地の７
債務者　秋元さつき
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第７号
静岡県富士宮市大中里1293番地の７
債務者　秋元　文子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２２号
三重県亀山市両尾町301番地２　ニューリバーサイド203号、前住所三重県津市美杉町下多気28番地１
債務者　辻　　一斗
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４９号
三重県津市高洲町14番１号
債務者　稲垣千代子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９８９号
神戸市北区南五葉５丁目６番30－２号
債務者　道岡　　浩
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００９号
神戸市兵庫区大開通３丁目１番37－1203号
債務者　井上　拓也
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５０号
神戸市兵庫区新開地４丁目５番４－408号
債務者　江頭　貴子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３３号
神戸市兵庫区三川口町３丁目３番５－702号
債務者　新島　沙織
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５１号
神戸市垂水区狩口台６丁目４番３－303号
債務者　御手洗宇江
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５号
神戸市須磨区飛松町３丁目６番14－601号、従前の住所神戸市長田区東尻池町２丁目３番３号鳥居ビル201号
債務者　安永　順治
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
鳥取県鳥取市吉成３丁目10番６号
債務者　水田　裕介
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４号
愛媛県伊予郡松前町大字恵久美489番地３
債務者　清家久美子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1361番地12
コーポジャスミン102
債務者　村川　　仁
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
熊本県玉名市松木42番地７　グランソレーユＥ201号
債務者　河本　ルリ
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部